

# ○海上自衛隊出納官吏等配置任命規則

昭和32年 8月30日  
海上自衛隊達第53号

改正

昭和32年10月1日	海上自衛隊達第54号	昭和32年12月27日	海上自衛隊達第64号
昭和33年2月1日	海上自衛隊達第3号	昭和33年3月10日	海上自衛隊達第6号
昭和33年4月12日	海上自衛隊達第18号	昭和33年4月12日	海上自衛隊達第19号
昭和33年5月29日	海上自衛隊達第30号	昭和33年8月16日	海上自衛隊達第44号
昭和33年9月27日	海上自衛隊達第49号	昭和33年12月3日	海上自衛隊達第60号
昭和33年12月13日	海上自衛隊達第64号	昭和34年1月31日	海上自衛隊達第11号
昭和34年3月23日	海上自衛隊達第23号	昭和34年4月16日	海上自衛隊達第32号
昭和34年5月1日	海上自衛隊達第35号	昭和34年5月9日	海上自衛隊達第40号
昭和34年5月26日	海上自衛隊達第42号	昭和34年6月15日	海上自衛隊達第50号
昭和34年6月22日	海上自衛隊達第52号	昭和34年7月1日	海上自衛隊達第55号
昭和34年8月15日	海上自衛隊達第68号	昭和34年8月26日	海上自衛隊達第69号
昭和34年9月25日	海上自衛隊達第75号	昭和34年11月27日	海上自衛隊達第90号
昭和34年11月9日	海上自衛隊達第85号	昭和35年2月29日	海上自衛隊達第14号
昭和35年1月14日	海上自衛隊達第5号	昭和35年5月2日	海上自衛隊達第32号
昭和35年3月17日	海上自衛隊達第38号	昭和35年10月1日	海上自衛隊達第54号
昭和35年8月29日	海上自衛隊達第50号	昭和36年3月14日	海上自衛隊達第25号
昭和36年1月31日	海上自衛隊達第5号	昭和36年5月25日	海上自衛隊達第41号
昭和36年5月12日	海上自衛隊達第37号	昭和36年7月10日	海上自衛隊達第53号
昭和36年6月29日	海上自衛隊達第50号	昭和36年9月29日	海上自衛隊達第75号
昭和36年9月1日	海上自衛隊達第62号	昭和37年4月25日	海上自衛隊達第30号
昭和37年3月9日	海上自衛隊達第17号	昭和37年7月16日	海上自衛隊達第54号
昭和37年5月1日	海上自衛隊達第31号	昭和37年8月29日	海上自衛隊達第70号
昭和37年8月1日	海上自衛隊達第59号	昭和37年12月24日	海上自衛隊達第118号
昭和38年6月26日	海上自衛隊達第57号	昭和38年12月13日	海上自衛隊達第114号
昭和40年1月30日	海上自衛隊達第7号	昭和40年3月1日	海上自衛隊達第16号
昭和40年3月25日	海上自衛隊達第25号	昭和40年7月14日	海上自衛隊達第52号
昭和42年2月4日	海上自衛隊達第8号	昭和42年6月28日	海上自衛隊達第34号
昭和42年9月30日	海上自衛隊達第53号	昭和43年3月15日	海上自衛隊達第11号
昭和43年6月26日	海上自衛隊達第36号	昭和43年6月28日	海上自衛隊達第38号
昭和43年8月12日	海上自衛隊達第50号	昭和43年12月26日	海上自衛隊達第79号
昭和44年7月16日	海上自衛隊達第37号	昭和44年9月10日	海上自衛隊達第46号
昭和44年9月30日	海上自衛隊達第51号	昭和44年11月26日	海上自衛隊達第69号
昭和45年3月2日	海上自衛隊達第9号	昭和45年4月1日	海上自衛隊達第29号
昭和45年4月23日	海上自衛隊達第34号	昭和45年9月28日	海上自衛隊達第73号
昭和46年1月20日	海上自衛隊達第4号	昭和46年3月29日	海上自衛隊達第15号
昭和46年4月1日	海上自衛隊達第17号	昭和46年7月1日	海上自衛隊達第40号
昭和46年7月14日	海上自衛隊達第41号	昭和47年3月7日	海上自衛隊達第20号
昭和47年4月11日	海上自衛隊達第27号	昭和47年7月31日	海上自衛隊達第52号
昭和47年11月27日	海上自衛隊達第71号	昭和48年3月19日	海上自衛隊達第22号
昭和48年10月16日	海上自衛隊達第49号	昭和49年3月30日	海上自衛隊達第17号

昭和49年9月9日 海上自衛隊達第41号  
昭和51年7月14日 海上自衛隊達第31号  
昭和52年12月27日 海上自衛隊達第21号  
昭和55年3月13日 海上自衛隊達第6号  
昭和56年3月25日 海上自衛隊達第14号  
昭和56年10月30日 海上自衛隊達第36号  
昭和58年6月17日 海上自衛隊達第26号  
昭和61年3月17日 海上自衛隊達第7号  
昭和62年3月20日 海上自衛隊達第7号  
昭和62年10月1日 海上自衛隊達第31号  
昭和63年4月8日 海上自衛隊達第16号  
昭和63年4月12日 海上自衛隊達第21号  
平成2年8月4日 海上自衛隊達第19号  
平成7年3月15日 海上自衛隊達第5号  
平成8年10月30日 海上自衛隊達第27号  
平成9年1月20日 海上自衛隊達第1号  
平成9年10月16日 海上自衛隊達第31号  
平成12年3月3日 海上自衛隊達第4号  
平成14年1月18日 海上自衛隊達第2号  
平成18年3月27日 海上自衛隊達第9号  
平成20年7月25日 海上自衛隊達第44号  
平成21年7月31日 海上自衛隊達第61号  
平成28年3月22日 海上自衛隊達第7号  
平成30年3月30日 海上自衛隊達第16号  
令和2年9月30日 海上自衛隊達第49号  
令和4年3月16日 海上自衛隊達第10号  
令和6年3月21日 海上自衛隊達第14号

昭和51年3月26日 海上自衛隊達第8号  
昭和51年10月12日 海上自衛隊達第38号  
昭和53年6月30日 海上自衛隊達第24号  
昭和55年8月1日 海上自衛隊達第18号  
昭和56年7月14日 海上自衛隊達第27号  
昭和58年3月7日 海上自衛隊達第9号  
昭和59年4月11日 海上自衛隊達第11号  
昭和60年3月19日 海上自衛隊達第4号  
昭和62年6月29日 海上自衛隊達第17号  
昭和63年3月9日 海上自衛隊達第10号  
昭和63年4月8日 海上自衛隊達第20号  
昭和63年12月13日 海上自衛隊達第47号  
平成6年9月30日 海上自衛隊達第25号  
平成8年5月11日 海上自衛隊達第15号  
平成8年11月28日 海上自衛隊達第28号  
平成9年6月30日 海上自衛隊達第20号  
平成10年12月2日 海上自衛隊達第30号  
平成12年4月27日 海上自衛隊達第18号  
平成15年3月26日 海上自衛隊達第19号  
平成20年3月26日 海上自衛隊達第20号  
平成21年5月20日 海上自衛隊達第55号  
平成26年8月1日 海上自衛隊達第25号  
平成28年6月27日 海上自衛隊達第28号  
令和元年5月17日 海上自衛隊達第2号  
令和2年10月30日 海上自衛隊達第51号  
令和6年3月7日 海上自衛隊達第8号

会計法（昭和22年法律第35号）第39条及び第40条並びに予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第111条の規定に基づき、海上自衛隊出納官吏等配置任命規則を次のように定める。

（総則）

第1条 海上幕僚監部並びに海上自衛隊の部隊及び機関（隷下部隊及び別表第1に掲げる部隊等並びに自衛隊情報保全隊東部情報保全隊十条第2情報保全派遣隊を含む。以下「部隊等」という。）におかれる出納官吏、出納員及び有価証券取扱主任官（以下「出納官吏等」という。）の配置及び任命に関しては、この規則の定めるところによる。

（収入官吏）

第2条 別表第1の「部隊等」の欄に掲げる部隊等に、同表の「所掌範囲」の欄に掲げる部隊等における歳入金を収納させるため、収入官吏及び収入官吏代理（以下「収入官吏等」という。）をおき、同表の「指定官職」の欄に掲げる官職にある者を収入官吏等とする。

（資金前渡官吏及び分任資金前渡官吏）

第3条 別表第2の「部隊等」の欄に掲げる部隊等に、同表の「所掌範囲」の欄に掲げる

部隊等に要する経費を支払わせるため、同表の区分に従い、資金前渡官吏及び資金前渡官吏代理又は分任資金前渡官吏及び分任資金前渡官吏代理（以下「資金前渡官吏等」という。）をおき、同表の「指定官職」の欄に掲げる官職にある者を資金前渡官吏等とする。

- 2 前項に規定する分任資金前渡官吏又は分任資金前渡官吏代理（以下「分任資金前渡官吏等」という。）は、別表第2の対応する左欄に掲げる資金前渡官吏又は資金前渡官吏代理の事務の一部を分掌するものとする。

（歳入歳出外現金出納官吏及び有価証券取扱主任官）

第4条 別表第3の「部隊等」の欄に掲げる部隊等に、同表の「所掌範囲」の欄に掲げる部隊等における歳入歳出外現金の出納保管を行わせるため、歳入歳出外現金出納官吏及び歳入歳出外現金出納官吏代理（以下この項において「歳入歳出外現金出納官吏等」という。）をおき、同表の「指定官職」の欄に掲げる官職にある者を歳入歳出外現金出納官吏等とする。

- 2 前項の歳入歳出外現金出納官吏をもつて有価証券取扱主任官に充て、当該部隊等の国債又は代納担保の取扱を行わせるものとする。

（出納員）

第5条 海上幕僚監部総務部総務課及び海上幕僚監部人事教育部援護業務課に、当該課における旅費及び諸謝金を支払わせるため、資金前渡官吏海上自衛隊東京業務隊経理科長に所属する出納員をおく。

- 2 前項の出納員は、当該課の長が当該課に所属する隊員のうち幹部である隊員の中から別記様式第1により上申した者を海上幕僚長が任命する。

- 3 部隊等（東京地区部隊等（海上幕僚監部並びに東京都に所在する海上自衛隊の防衛大臣直轄部隊及び機関並びに自衛隊情報保全隊東部情報保全隊十条第2情報保全派遣隊をいう。）を除く。）におく出納員は、当該部隊等の所在地又は定係港を警備区域とする地方総監が任命する。

（出納官吏等の任命）

第6条 次の各号に掲げる場合は、その都度、海上幕僚長が出納官吏等を任命する。

（1）前4条（第5条第2項及び第3項を除く。）の規定により出納官吏等のおかれる部隊等以外の部隊等に出納官吏等をおく必要がある場合

（2）前4条（第5条第2項及び第3項を除く。）の規定により出納官吏等のおかれる部隊等において出納官吏等とする官職（以下「指定官職」という。）にある者が欠けた場合又はこれらの者に事故がある場合

- 2 前項の場合、部隊等の長は、別記様式第2により上申するものとする。ただし、緊急の場合は、電報によることができる。

（所掌範囲の変更）

第7条 第2条に規定する収入官吏等の所掌範囲又は第3条に規定する分任資金前渡官吏等の所掌範囲を一時的に変更する必要がある場合は、海上幕僚監部総務部長の定めると

ころにより、一の収入官吏又は分任資金前渡官吏の所掌範囲に属する部隊等の一部を他の収入官吏又は分任資金前渡官吏の所掌範囲に加えることができる。

(事務の代理)

第8条 収入官吏代理、資金前渡官吏代理、分任資金前渡官吏代理又は歳入歳出外現金出納官吏代理が、それぞれ収入官吏、資金前渡官吏、分任資金前渡官吏又は歳入歳出外現金出納官吏（以下この条において「本官」という。）の事務を代理する場合は、次の各号の一に該当する場合とする。

- (1) 指定官職にある本官が欠けた場合
- (2) 指定官職にある本官が、休職又は停職を命ぜられた場合
- (3) 指定官職にある本官が、出張、病気又は欠勤等により不在の場合

附 則

- 1 この達は、昭和32年9月1日から施行する。ただし、別表第1及び別表第2中東京音楽隊にかかる部分は、昭和32年10月1日から施行する。
- 2 この達の施行の日において、別表第1から別表第4までの「部隊等」の欄に掲げる部隊等以外の部隊等におかれている出納官吏又は出納員は、第6条第1項第1号の規定により任命されたものとみなす。
- 3 この達の施行の日において、佐世保地方総監部におかれている収入官吏、資金前渡官吏及び歳入歳出外現金出納官吏並びに分任資金前渡官吏は、第6条第1項第2号の規定により任命されたものとみなす。

附 則〔昭和32年10月1日海上自衛隊達第54号〕

この達は、昭和32年10月1日から施行する。

附 則〔昭和32年12月27日海上自衛隊達第64号〕

この達は、昭和33年1月15日から施行する。

附 則〔昭和33年2月1日海上自衛隊達第3号〕

この達は、昭和33年2月1日から施行する。

附 則〔昭和33年3月10日海上自衛隊達第6号〕

この達は、昭和33年3月16日から施行する。

附 則〔昭和33年4月12日海上自衛隊達第18号〕

この達は、昭和33年3月27日から適用する。ただし、「第1護衛隊」にかかる部分は昭和33年3月28日から適用する。

附 則〔昭和33年4月12日海上自衛隊達第19号〕

この達は、昭和33年4月1日から適用する。ただし、別表第4中岩国航空教育派遣隊にかかる部分は昭和33年2月1日から、別表第2中「うめ」の所掌範囲のうち「第1掃海隊群司令部」にかかる部分は昭和33年4月2日から適用する。

附 則〔昭和33年5月29日海上自衛隊達第30号〕

この達は、昭和33年6月1日から施行する。

附 則〔昭和33年8月16日海上自衛隊達第44号〕

この達は、第8警戒隊に係る部分は、昭和33年6月30日から適用し、第32掃海隊に係る部分は昭和33年8月16日から、第3警戒隊に係る部分は昭和33年8月29日から施行する。

附 則〔昭和33年9月27日海上自衛隊達第49号〕

この達は、昭和33年9月30日から施行する。

附 則〔昭和33年12月3日海上自衛隊達第60号〕

この達は、昭和33年12月16日から施行する。

附 則〔昭和33年12月13日海上自衛隊達第64号〕

この達は、昭和33年12月13日から施行する。

附 則〔昭和34年1月31日海上自衛隊達第11号〕

この達は、昭和34年2月1日から施行する。

附 則〔昭和34年3月23日海上自衛隊達第23号〕

この達は、昭和33年3月31日から施行する。

附 則〔昭和34年4月16日海上自衛隊達第32号〕

この達は、昭和34年4月16日から施行する。

附 則〔昭和34年5月1日海上自衛隊達第35号〕

この達は、昭和34年5月1日から施行する。

附 則〔昭和34年5月9日海上自衛隊達第40号〕

この達は、昭和34年5月10日から施行する。

附 則〔昭和34年5月26日海上自衛隊達第42号〕

この達は、昭和34年6月1日から施行する。ただし、第5警戒隊及び第9警戒隊にかかる部分は、昭和34年6月15日から施行する。

附 則〔昭和34年6月15日海上自衛隊達第50号〕

この達は、昭和34年6月15日から施行する。

附 則〔昭和34年6月22日海上自衛隊達第52号〕

この達は、昭和34年6月22日から施行する。

附 則〔昭和34年7月1日海上自衛隊達第55号〕

この達は、昭和34年7月1日から施行する。

附 則〔昭和34年8月15日海上自衛隊達第68号〕

この達は、昭和34年8月15日から施行する。

附 則〔昭和34年8月28日海上自衛隊達第69号〕

この達は、昭和34年9月1日から施行する。

附 則〔昭和34年9月25日海上自衛隊達第75号〕

この達は、昭和34年9月25日から施行する。ただし、第2舟艇隊にかかる部分は昭和34年6月1日から適用し、白井術科教育隊にかかる部分は昭和34年10月1日から施行する。

附 則〔昭和34年9月29日海上自衛隊達第78号〕

この達は、昭和34年10月1日から施行する。

附 則〔昭和34年11月9日海上自衛隊達第85号〕

この達は、昭和34年11月10日より施行する。

附 則〔昭和34年11月27日海上自衛隊達第90号〕

この達は、昭和34年11月30日から施行する。ただし、第6警戒隊にかかる部分は昭和34年12月1日から施行する。

附 則〔昭和35年1月14日海上自衛隊達第5号〕

この達は、昭和35年1月16日から施行する。ただし、第13掃海隊にかかる部分は、昭和35年1月1日から適用する。

附 則〔昭和35年2月29日海上自衛隊達第14号〕

この達は、昭和35年3月1日から施行する。ただし、第4駆潜隊に係る部分は昭和35年3月15日から、対馬基地分遣隊、対馬監視隊及び対馬連絡所に係る部分は昭和35年3月25日から施行し、鹿屋術科教育隊に係る部分は昭和35年2月16日から適用する。

附 則〔昭和35年3月17日海上自衛隊達第17号〕

この達は、昭和35年3月31日から施行する。ただし、第1護衛隊及び呉潜水艦基地隊に係る部分は昭和35年4月1日から施行する。

附 則〔昭和35年5月2日海上自衛隊達第32号〕

この達は、昭和35年5月2日から施行する。

附 則〔昭和35年8月29日海上自衛隊達第50号〕

この達は、昭和35年9月1日から施行する。

附 則〔昭和35年10月1日海上自衛隊達第54号〕

この達は、昭和35年10月1日から施行する。

附 則〔昭和36年1月31日海上自衛隊達第5号〕

この達は、昭和36年2月1日から施行する。

附 則〔昭和36年3月14日海上自衛隊達第25号〕

この達は、昭和36年3月15日から施行する。

附 則〔昭和36年5月12日海上自衛隊達第38号〕

この達は、昭和36年6月1日から施行する。

附 則〔昭和36年5月25日海上自衛隊達第41号〕

この達は、昭和36年6月15日から施行する。

附 則〔昭和36年6月29日海上自衛隊達第50号〕

この達は、昭和36年7月1日から施行する。

附 則〔昭和36年7月10日海上自衛隊達第53号〕

この達は、昭和36年7月10日から施行する。

附 則〔昭和36年9月1日海上自衛隊達第62号〕

この達は、昭和36年9月1日から施行する。ただし、海上資料作業隊及び地方隊直轄の護衛艦、潜水艦、潜水艦救難艦に係る部分は10月1日から施行する。

附 則〔昭和36年9月29日海上自衛隊達第75号〕

この達は、昭和36年10月1日から施行する。

附 則〔昭和37年3月9日海上自衛隊達第17号〕

この達は、昭和37年3月10日から施行する。

附 則〔昭和37年4月25日海上自衛隊達第30号〕

この達は、昭和37年5月1日から施行する。

附 則〔昭和37年5月1日海上自衛隊達第31号〕

この達は、昭和37年5月1日から施行する。

附 則〔昭和37年7月16日海上自衛隊達第54号〕

この達は、昭和37年7月16日から施行し、同年7月1日から適用する。

附 則〔昭和37年8月1日海上自衛隊達第59号〕

この達は、昭和37年8月1日から施行する。

附 則〔昭和37年8月29日海上自衛隊達第70号〕

この達は、昭和37年9月1日から施行する。

附 則〔昭和37年9月28日海上自衛隊達第79号〕

この達は、昭和37年10月1日から施行する。

附 則〔昭和37年12月24日海上自衛隊達第118号〕

この達は、昭和37年12月24日から施行する。ただし、第1条の改正規定に係る部分は昭和37年12月1日から適用する。

附 則〔昭和38年6月26日海上自衛隊達第57号〕

この達は、昭和38年7月1日から施行する。

附 則〔昭和38年12月13日海上自衛隊達第114号〕

この達は、昭和38年12月13日から施行し、潜水隊に係る部分については、昭和38年12月10日から、その他に係る部分については昭和38年12月1日から適用する。

附 則〔昭和40年1月30日海上自衛隊達第7号〕

この達は、昭和40年2月1日から施行する。

附 則〔昭和40年3月1日海上自衛隊達第16号〕

この達は、昭和40年3月1日から施行する。

附 則〔昭和40年3月25日海上自衛隊達第25号〕抄

1 この達は、昭和40年3月25日から施行する。ただし、第3条による海上自衛隊出納官吏等配置任命規則の改正規定中おおしおに係る部分は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則〔昭和40年7月14日海上自衛隊達第52号〕

この達は、昭和40年7月15日から施行する。

附 則〔昭和42年2月4日海上自衛隊達第8号〕

この達は、昭和42年3月1日から施行する。

附 則〔昭和42年6月28日海上自衛隊達第34号〕

この達は、昭和42年7月1日から施行する。

附 則〔昭和42年9月30日海上自衛隊達第53号〕

この達は、昭和42年10月1日から施行する。

附 則〔昭和43年3月15日海上自衛隊達第11号〕

この達は、昭和43年3月16日から施行する。

附 則〔昭和43年6月26日海上自衛隊達第36号〕

この達は、昭和43年6月26日から施行する。

附 則〔昭和43年6月28日海上自衛隊達第38号〕

この達は、昭和43年6月28日から施行する。

附 則〔昭和43年8月12日海上自衛隊達第50号〕

この達は、昭和43年8月12日から施行し、同年6月26日から適用する。

附 則〔昭和43年12月26日海上自衛隊達第79号〕

この達は、昭和43年12月26日から施行し、昭和43年12月1日から適用する。

附 則〔昭和44年7月16日海上自衛隊達第37号〕

この達は、昭和44年7月16日から施行する。

附 則〔昭和44年9月10日海上自衛隊達第46号〕

この達は、昭和44年9月10日から施行する。

附 則〔昭和44年9月30日海上自衛隊達第51号〕

この達は、昭和44年10月1日から施行する。ただし、第3条の規定中別表第1及び別表第2の海洋観測艦に係る部分、（中略）は、同月25日から施行する。

附 則〔昭和44年11月26日海上自衛隊達第69号〕

この達は、昭和44年11月26日から施行する。

附 則〔昭和45年3月2日海上自衛隊達第9号〕

この達は、昭和45年3月2日から施行する。

附 則〔昭和45年4月1日海上自衛隊達第29号〕

この達は、昭和45年4月1日から施行し、同年3月31日から適用する。

附 則〔昭和45年4月23日海上自衛隊達第34号〕

この達は、昭和45年5月1日から施行する。

附 則〔昭和45年9月28日海上自衛隊達第73号〕

この達は、昭和45年10月1日から施行する。〔ただし書略〕

附 則〔昭和45年1月20日海上自衛隊達第4号〕

この達は、昭和46年1月21日から施行する。

附 則〔昭和46年3月29日海上自衛隊達第15号〕

この達は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則〔昭和46年4月1日海上自衛隊達第17号〕抄

1 この達は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則〔昭和46年7月1日海上自衛隊達第40号〕

この達は、昭和46年7月1日から施行する。

附 則〔昭和46年7月14日海上自衛隊達第41号〕



この達は、昭和46年7月15日から施行する。

附 則〔昭和47年3月7日海上自衛隊達第20号〕

この達は、昭和47年3月7日から施行し、同年2月1日から適用する。

附 則〔昭和47年4月11日海上自衛隊達第27号〕

この達は、昭和47年4月11日から施行し、同月1日から適用する。

附 則〔昭和47年7月31日海上自衛隊達第52号〕

この達は、昭和47年8月1日から施行する。

附 則〔昭和47年11月27日海上自衛隊達第71号〕

この達は、昭和47年11月27日から施行する。

附 則〔昭和48年3月19日海上自衛隊達第22号〕

この達は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則〔昭和48年10月16日海上自衛隊達第49号〕

この達は、昭和48年10月16日から施行する。

附 則〔昭和49年3月30日海上自衛隊達第17号〕

この達は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則〔昭和49年9月9日海上自衛隊達第41号〕

この達は、昭和49年9月9日から施行する。

附 則〔昭和51年3月36日海上自衛隊達第8号〕

この達は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則〔昭和51年7月14日海上自衛隊達第31号〕

この達は、昭和51年7月14日から施行し、昭和51年5月11日から適用する。

附 則〔昭和51年10月12日海上自衛隊達第38号〕

この達は、昭和51年11月1日から施行する。

附 則〔昭和52年12月27日海上自衛隊達第21号〕

この達は、昭和52年12月27日から施行する。

附 則〔昭和53年6月30日海上自衛隊達第24号〕

この達は、昭和53年7月1日から施行する。

附 則〔昭和55年3月13日海上自衛隊達第6号〕

この達は、昭和55年3月13日から施行する。

附 則〔昭和55年8月1日海上自衛隊達第18号〕

この達は、昭和55年8月1日から施行する。

附 則〔昭和56年3月25日海上自衛隊達第14号〕

この達は、昭和56年3月27日から施行する。

附 則〔昭和56年7月14日海上自衛隊達第27号〕

この達は、昭和56年7月14日から施行する。

附 則〔昭和56年10月30日海上自衛隊達第36号〕

この達は、昭和56年10月31日から施行する。

附 則〔昭和58年3月7日海上自衛隊達第9号〕

この達は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則〔昭和58年6月17日海上自衛隊達第26号〕

この達は、昭和58年8月1日から施行する。

附 則〔昭和59年4月11日海上自衛隊達第11号〕

この達は、昭和59年4月11日から施行する。

附 則〔昭和60年3月19日海上自衛隊達第4号〕

この達は、昭和60年3月27日から施行する。

附 則〔昭和61年3月17日海上自衛隊達第7号〕

この達は、昭和61年3月19日から施行する。

附 則〔昭和62年3月20日海上自衛隊達第7号〕

この達は、昭和62年3月24日から施行する。

附 則〔昭和62年6月29日海上自衛隊達第17号〕

この達は、昭和62年7月1日から施行する。

附 則〔昭和62年10月1日海上自衛隊達第31号〕

この達は、昭和62年10月1日から施行する。

附 則〔昭和63年3月9日海上自衛隊達第10号〕

この達は、昭和63年3月31日から施行する。

附 則〔昭和63年4月8日海上自衛隊達第16号〕

この達は、昭和63年4月8日から施行する。

附 則〔昭和63年4月8日海上自衛隊達第20号〕

この達は、昭和63年4月8日から施行する。

附 則〔昭和63年4月12日海上自衛隊達第21号〕

この達は、昭和63年4月16日から施行する。

附 則〔昭和63年12月13日海上自衛隊達第47号〕

この達は、昭和63年12月15日から施行する。

附 則〔平成2年8月4日海上自衛隊達第19号〕

この達は、平成2年8月4日から施行する。

附 則〔平成6年9月30日海上自衛隊達第25号〕

この達は、平成6年10月1日から施行する。

附 則〔平成7年3月15日海上自衛隊達第5号〕

この達は、平成7年3月22日から施行する。

附 則〔平成8年5月11日海上自衛隊達第15号〕

この達は、平成8年5月11日から施行する。

附 則〔平成8年10月30日海上自衛隊達第27号〕

この達は、平成8年10月31日から施行する。

附 則〔平成8年11月28日海上自衛隊達第28号〕

この達は、平成8年11月29日から施行する。

附 則〔平成9年1月20日海上自衛隊達第1号〕

この達は、平成9年1月20日から施行する。

附 則〔平成9年6月30日海上自衛隊達第20号〕

この達は、平成9年7月2日から施行する。

附 則〔平成9年10月16日海上自衛隊達第31号〕

この達は、平成9年10月16日から施行する。

附 則〔平成10年12月2日海上自衛隊達第30号〕

この達は、平成10年12月8日から施行する。

附 則〔平成12年3月3日海上自衛隊達第4号〕

この達は、平成12年3月9日から施行する。〔ただし書略〕

附 則〔平成12年4月27日海上自衛隊達第18号〕

この達は、平成12年5月8日から施行する。

附 則〔平成14年1月18日海上自衛隊達第2号〕

この達は、平成14年2月1日から施行する。

附 則〔平成15年3月26日海上自衛隊達第19号〕

この達は、平成15年3月27日から施行する。

附 則〔平成18年3月27日海上自衛隊達第9号〕

この達は、平成18年3月27日から施行する。

附 則〔平成20年3月26日海上自衛隊達第20号〕

この達は、平成20年3月26日から施行する。

附 則〔平成20年7月25日海上自衛隊達第44号〕

この達は、平成20年7月30日から施行する。

附 則〔平成21年5月20日海上自衛隊達第55号〕

この達は、平成21年5月20日から施行する。

附 則〔平成21年7月31日海上自衛隊達第61号〕

この達は、平成21年8月1日から施行する。

附 則〔平成26年8月1日海上自衛隊達第25号〕

この達は、平成26年8月1日から施行する。

附 則〔平成28年3月22日海上自衛隊達第7号〕

この達は、平成28年3月22日から施行する。

附 則〔平成28年6月27日海上自衛隊達第28号〕

この達は、平成28年7月1日から施行する。

附 則〔平成30年3月30日海上自衛隊達第16号〕

この達は、平成30年4月1日から施行する。

附 則〔令和元年5月17日海上自衛隊達第2号〕

この達は、令和元年5月17日から施行する。

附 則〔令和2年9月30日海上自衛隊達第49号〕  
この達は、令和2年10月1日から施行する。

附 則〔令和2年10月30日海上自衛隊達第51号〕  
この達は、令和2年12月1日から施行する。

附 則〔令和4年3月16日海上自衛隊達第10号〕  
この達は、令和4年3月17日から施行する。

附 則〔令和6年3月7日海上自衛隊達第8号〕  
この達は、令和6年3月21日から施行する。

附 則〔令和6年3月21日海上自衛隊達第14号〕  
この達は、令和6年3月21日から施行する。

別表第1（第2条関係）

部 隊 等	指 定 官 職		所 掌 範 圍
	本 官	代 理 官	
掃 海 隊 ( 掃 海 母 艦 を 除 く 。 )	隊勤務幹部自衛官で 会計業務を所掌する者		当該部隊
潜 水 艦 基 地 隊	補 給 科 長	補 給 科 経 理 係 長	当該部隊及び支援対象部隊
第 1 音 響 測 定 隊	各クルーの補給長	各クルーの副長	当該クルー
護 衛 艦	補 給 長	副 長	当該自衛艦
練 習 艦			
潜 水 艦			
掃 海 母 艦			
輸 送 艦			
練 習 潜 水 艦			
訓 練 支 援 艦			
海 洋 観 測 艦			
砕 氷 艦			
敷 設 艦			
潜 水 艦 救 難 艦			
試 験 艦			
試 験 潜 水 艦			
補 給 艦			
基 地 隊	本 部 経 理 科 長	本 部 経 理 科 経 理 係 長	当該部隊及び支援対象部隊等
第 2 4 航 空 隊	小 松 島 航 空 基 地 隊 経 理 班 長	小 松 島 航 空 基 地 隊 経 理 班 出 納 係 長	
教 育 隊	補 給 科 長	補 給 科 経 理 係 長	
横 須 賀 基 地 業 務 隊	本 部 会 計 科 長	本 部 経 理 科 経 理 係 長	
呉、佐世保、舞鶴、大湊基地業務隊	会 計 科 長	会 計 科 経 理 係 長	
対 馬 防 備 隊	本 部 補 給 科 長	本 部 総 務 科 長	
余 市 防 備 隊		本 部 防 備 科 長	

父島基地分遣隊	総務科長	警備科長		
稚内、新潟基地分遣隊	補給科長			
由良、奄美基地分遣隊		総務科長		
佐伯基地分遣隊	本部補給科長	本部総務科長		
船越基地業務分遣隊	補給科長	補給科経理係長		
鹿屋、八戸、厚木、那覇、館山、大村、岩国、下総、徳島、小月航空基地隊	経理隊長	経理隊経理班長		
海洋観測所	補給科長	総務科長		当該部隊
松前警備所	補給係長	厚生係長		
海上自衛隊幹部学校	会計課長	会計課経理係長		当該機関
海上自衛隊第1術科学校	総務部経理課長	経理課経理係長		当該機関及び支援対象部隊等
海上自衛隊第2術科学校	総務部会計課長	会計課出納係長	当該機関	
自衛隊横須賀病院	会計課長	会計課経理係長		
自衛隊呉病院	総務課長	総務課会計係長		
佐世保衛生隊	補給科長	総務科会計係長		
舞鶴衛生隊				
大湊衛生隊				
海上自衛隊東京業務隊	経理科長	経理科経理係長	当該機関及び支援対象部隊等	
海上自衛隊補給本部	経理部長	経理部経理課長	当該機関	
海上自衛隊艦船補給処	管理部長	管理部会計課長		
海上自衛隊航空補給処				
東京音楽隊	総務科長	総務科総務係長	当該部隊	
特別警備隊	総務班長			
派遣海賊対処行動支援隊	経理班長	総務班長		

別表第2（第3条関係）

資金前渡官吏				分任資金前渡官吏			
部 隊 等	指 定 官 職		所 掌 範 囲	部 隊 等	指 定 官 職		所 掌 範 囲
	本 官	代 理 官			本 官	代 理 官	
地 方 総 監 部	経 理 部 長	経理部経理課長	当該部隊及び右欄に掲げる部隊等のうち担当警備区域内の部隊等並びに当該部隊の所在地を定係港とする艦艇	掃海隊（掃海母艦を除く。）	隊勤務幹部自衛官で会計業務を所掌する者		当該部隊
				潜水艦基地隊	補給科長	各クルーの副長	当該部隊及び支援対象部隊
				第1音響測定隊	各クルーの補給長	副 長	当該クルー
				護 衛 艦	補 給 長	副 長	当該自衛艦
				練 習 艦			
				潜 水 艦			
				掃 海 母 艦			
				輸 送 艦			
				練 習 潜 水 艦			
				訓 練 支 援 艦			
				海 洋 観 測 艦			
				砕 氷 艦			
				敷 設 艦			
				潜 水 艦 救 難 艦			
				試 験 艦			
				試 験 潜 水 艦			
				補 給 艦			
				基 地 隊	本 部 経 理 科 長	本 部 経 理 科 経 理 係 長	当該部隊及び支援対象部隊等
				第 2 4 航 空 隊	小松島航空基地隊経理班長	小松島航空基地隊経理班経 理 係 長	
				教 育 隊	補 給 科 長	補 給 科 経 理 係 長	
横須賀基地業務隊	本 部 会 計 科 長	本 部 経 理 科 経 理 係 長					
呉、佐世保、舞鶴、大湊基地業務隊	会 計 科 長	会 計 科 経 理 係 長					
対馬防備隊	本 部 補 給 科 長	本 部 総 務 科 長					
余市防備隊		本 部 防 備 科 長					
父島基地分遣隊	総 務 科 長	警 備 科 長					
稚内、新潟基地分遣隊	補 給 科 長	総 務 科 長					
由良、奄美基地分遣隊	本 部 補 給 科 長	本 部 補 給 科 長					
佐伯基地分遣隊							

				船越基地業務分遣隊	補給科長	補給科経理係長	
				鹿屋、八戸、厚木、那覇、館山、大村、岩国、下総、徳島、小月航空基地隊	補給科長	各クルーの副長	当該部隊及び支援対象部隊等
				海洋観測所	補給科長	総務科長	当該部隊
				松前警備所	補給係長	厚生係長	
				海上自衛隊第1術科学校	総務部経理課長	総務部経理課経理係長	当該部隊及び支援対象部隊等
				海上自衛隊第2術科学校	総務部会計課長	総務部会計課経理係長	
				自衛隊横須賀病院	会計課長	会計課経理係長	当該機関
				佐世保衛生隊	総務科長	総務科会計係長	
				舞鶴衛生隊			
				特別警備隊	総務班長		当該部隊
海上自衛隊 東京業務隊	経理科長	経理科経理係長	当該部隊及び支援対象部隊等並びに右欄に掲げる部隊等	東京音楽隊	総務科長	総務科経理係長	当該部隊
海上自衛隊 補給本部	経理部長	経理部経理課長		海上自衛隊幹部学校	会計課長	会計課経理係長	当該機関
海上自衛隊 艦船補給処	管理部長	管理部会計課長	当該機関				
海上自衛隊 航空補給処							
砕氷艦	補給長		当該部隊				
派遣海賊 対処行動隊 支援隊	経理班長	総務班長	当該部隊及び支援対象部隊等				



別表第3（第4条関係）

部 隊 等	指 定 官 職		所 掌 範 圍
	本 官	代 理 官	
海 上 幕 僚 監 部	総 務 部 経 理 課 長	総 務 部 経 理 課 出 納 班 長	当該部隊等
地 方 総 監 部	経 理 部 長	経 理 部 経 理 課 長	
海 上 自 衛 隊 補 給 本 部			
海 上 自 衛 隊 艦 船 補 給 処	管 理 部 長	管 理 部 会 計 課 長	
海 上 自 衛 隊 航 空 補 給 処			
海 上 自 衛 隊 東 京 業 務 隊	経 理 科 長	経 理 科 経 理 係 長	
基 地 隊	本 部 経 理 科 長	本 部 経 理 科 経 理 係 長	
第 2 4 航 空 隊	小 松 島 航 空 基 地 隊 経 理 班 長	小 松 島 航 空 基 地 隊 経 理 班 出 納 係 長	
鹿屋、八戸、厚木、那覇、館山、大村、 岩国、下総、徳島、小月航空基地隊	経 理 隊 長	経 理 隊 経 理 班 長	
海 上 自 衛 隊 第 1 術 科 学 校	総 務 部 経 理 課 長	総 務 部 経 理 課 経 理 係 長	
海 上 自 衛 隊 第 2 術 科 学 校	総 務 部 会 計 課 長	総 務 部 会 計 課 出 納 係 長	
自 衛 隊 横 須 賀 病 院	会 計 課 長	会 計 課 経 理 係 長	

別記様式第1（第5条関係）

発 簡 番 号  
年 月 日

海上幕僚長 殿

職 名

出 納 員 任 命 上 申 書

部（課、室）名		
任命希望年月日		
命	階級・氏名	
免	階級・氏名	
理由		

写送付先：海上自衛隊東京業務隊司令

別記様式第2（第6条関係）

発 簡 番 号  
年 月 日

海上幕僚長 殿

部隊等の長

出 納 官 吏 任 命 上 申 書

1	任命希望期間 (又は年月日)	
2	出納官吏等の種類	
3	命	(1) 所属、職名等
		(2) 階級、氏名
4	免	(1) 所属、職名等
		(2) 階級、氏名
5	理由	

写送付先：関係部隊等の長

(備考) 電報による上申の場合は、項目番号のみを付し、必要事項を記載する。